

# ～ご存じですか？看護師等の届出制度～

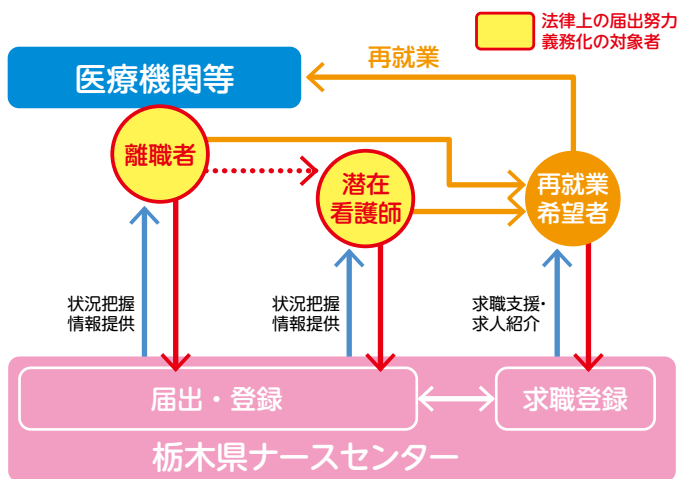
お仕事をしていない  
**看護職の  
みなさん**

届け出るまる！



©栃木県 とちまるくん

看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正により、平成27年10月より看護師等の届出制度が始まりました。保健師・助産師・看護師・准看護師の免許をお持ちで、現在その仕事に就いていない方は、栃木県ナースセンターへ氏名・連絡先等を届け出てください。



栃木県ナースセンターでは届けられた情報を元に

## ♥看護職をサポート♥

離職後も一定の「つながり」を持ち個々の状況に合わせた支援を行います。

離職中でもキャリアが積めるような支援を行います。

復職にむけたきめ細かい情報提供や相談などの支援を行います。

### 届出の時期

- 病院等を離職した場合
- 保健師・助産師・看護師・准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 現在、業務に従事していない場合

### 届出方法

- 離職時に就業先が代行して届出(代行届出)
- 本人が直接ナースセンターへ届出(本人届出)

専用サイト「とどけるん」からの届出をお願いします。

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>

とどけるん 🔍 検索



ナースセンター直通

栃木県ナースセンター (栃木県看護協会)

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森4階

TEL 028-625-3831

<http://www.t-kango.or.jp/>